

れ、とても一本にまとめることはできないということでした。公募による 15 人の委員の皆さんのがんの判断が住民投票の可否に大きな影響を与えることになるのですから、実に大変な責任を負わされたものだと思います。自治基本条例に基づく現状の住民投票の仕組みに大きな問題点があることが分かりましたが、住民投票を請求した者の責任として、委員の皆さんのがんの答申結果を尊重するのは当然と考えていました。そして、その答申が出されたこと。

(答申後公表される委員の皆さんのご意見は貴重なもので、住民投票の参考になると思います。また答申が複数論併記となったことは、民意が分かれていることを象徴しています。)

4) 住民投票に値する案件なのかどうかを判断するのは結局、市民一人一人です。それを実証するのが有権者の 3 分の 1 という署名数です。署名活動以前に住民投票の可否を、公募による市民自治委員会の答申及び議会の意見を聞いて市長が判断するという仕組みは、大きな問題点があることを指摘します。市民自治社会を目指す 3 本柱の一つ常設型住民投票が、市民参加を阻む可能性を持っているということです。答申の最後にあるように市民自治社会実現のためにこの住民投票制度の仕組みの活用は大事です。従って住民投票条例を改める必要があること。

以上